

※この法令は廃止されています。

平成二十二年農林水産省令第四号

プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 この省令は、プラムボックスウイルスの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 プラムボックスウイルスの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（移動の制限）

第三条 防除区域内に存在するセイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属（サクラ節を除く。）（以下「セイヨウマユミ等」と総称する。）の生植物（種子及び果実を除く。以下同じ。）は、植物防疫官がその行う検査の結果プラムボックスウイルスに感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事又は兵庫県知事に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）がセイヨウマユミ等の生植物を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の五日前までに植物防疫官に別記様式第一号による検査申請書を提出しなければならない。

3 植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

4 第一項の検査の結果、当該生植物がプラムボックスウイルスに感染していないと認めたときは、植物防疫官は、当該申請者に対し、別記様式第二号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

第四条 前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、プラムボックスウイルスの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該生植物の移動の方法、移動後の管理方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、当該申請者に対し、別記様式第四号による許可証明書を交付するものとする。

3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る生植物又は容器包装に添付して移動させなければならない。

（廃棄の措置）

第五条 プラムボックスウイルスに感染し、又は感染しているおそれがあり、かつ、防除区域内に存在するセイヨウマユミ等の生植物であって、プラムボックスウイルスのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、当該植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事又は兵庫県知事に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事、神奈川県知事、岐阜県知事、愛知県知事、大阪府知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年二月二十日から施行する。

（この省令の失効）

第二条 この省令は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成二三年一月一日農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十三年二月十日から施行する。

附 則（平成二四年二月二日農林水産省令第六号）

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二五年一月一日農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十五年二月十日から施行する。

附 則（平成二五年十一月二九日農林水産省令第七〇号）

この省令は、平成二十五年十二月二十九日から施行する。

附 則（平成二六年一月二八日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成二十六年十二月二十八日から施行する。

附 則（平成二八年二月五日農林水産省令第八号）

この省令は、平成二十八年三月六日から施行する。

附 則（平成二九年一月二五日農林水産省令第四号）

この省令は、平成二十九年二月二十四日から施行する。

附 則（平成三〇年二月七日農林水産省令第六号）

この省令は、平成三十年三月九日から施行する。

附 則（令和元年十一月二六日農林水産省令第四二号）

この省令は、令和元年十二月二十六日から施行する。

附 則（令和二年六月一日農林水産省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二二日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第二条関係)

東京都昭島市中町(東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。)、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市(小川東、乙津、小中野、小峰台、小和田、戸倉、二宮東、平沢東、深沢及び養沢を除く。)、青梅市(小曾木、富岡及び御岳山を除く。)、八王子市宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上巻分方町、川口町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、式分方町及び丸山町、羽村市小作台、川崎(都道二百四十九号線以西の地域に限る。)、五ノ神(都道二百四十九号線以西の地域に限る。)、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川(一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。)、大字福生(一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。)、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県川崎市幸区小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、小倉五丁目、鹿島田一丁目、鹿島田二丁目、鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、北加瀬二丁目、北加瀬三丁目、新小倉、新川崎、塚越二丁目、塚越三丁目、塚越四丁目、東小倉、南加瀬一丁目、南加瀬二丁目、南加瀬三丁目、南加瀬四丁目、南加瀬五丁目、南幸町三丁目、矢上及び柳町並びに横浜市港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目及び師岡町並びに鶴見区江ヶ崎町、梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、上の宮一丁目、上の宮二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ヶ谷一丁目、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目、尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、三ツ池公園、元宮二丁目、矢向一丁目、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目及び矢向六丁目、岐阜県各務原市鶴沼朝日町、鶴沼大伊木町、鶴沼小伊木町、鶴沼西町、鶴沼羽場町、鶴沼古市場町、鶴沼真名越町、前渡北町、前渡西町及び前渡東町、愛知県一宮市浅井町江森、浅井町大野、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町黒岩、浅井町河田、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山、内田東町、大字塔野地(県道百八十八号線以西の地域に限る。)、大字前原、上坂町、上野、上野新町、木津、五郎丸、五郎丸東、天神町、中山町、羽黒(新郷瀬川以西の地域並びに新郷瀬川以東で県道百八十八号線及び県道十六号線以西の地域に限る。)、羽黒朝日、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒新外山、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒安戸南、羽黒余町、橋爪、橋爪東、前原、前原南及び丸山天白町、江南市後飛保町、江森町、小杖町、勝佐町、鹿子島町、草井町、河野町、小脇町、慈光堂町、高屋町、中般若町、野白町、般若町、飛高町、藤ヶ丘、前野町、前飛保町、宮後町、宮田町、宮田神明町、村久野町、山尻町及び和田町並びに丹羽郡大口町大字河北、河北及び仲沖並びに扶桑町、大阪府河内長野市市町、木戸、木戸町(一般国道三百十号線以東の地域に限る。)、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ヶ丘中町及び松ヶ丘東町、富田林市大字廿山(府道二百二号線以南の地域に限る。)、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ヶ丘町、新青葉丘町、新家、須賀、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東(府道二百二号線以北の地域に限る。)、錦ヶ丘町、藤沢台、富美ヶ丘町、宮甲田町及び美山台並びに八尾市大字大窪、大字恩智、大字垣内、大字教興寺、大字黒谷、大字郡川、大字千塚、大字服部川、大字山畑、大竹、恩智北町(恩智川以東の地域に限る。)、恩智中町(恩智川以東の地域に限る。)、恩智南町(恩智川以東の地域に限る。)、垣内、楽音寺、上尾町、上之島町北(恩智川以東の地域に限る。)、上之島町南(恩智川以東の地域に限る。)、教興寺、黒谷、郡川、高安町北(恩智川以東の地域に限る。)、高安町南(恩智川以東の地域に限る。)、千塚、西高安町、服部川、東町、東山本新町(恩智川以東の地域に限る。)、東山本町(恩智川以東の地域に限る。)、福栄町及び水越並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、御願塚(西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。)、昆陽北、桜ヶ丘、清水、鈴原町、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ヶ丘、美鈴町、瑞原、瑞穂町、緑ヶ丘、南鈴原、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉中、安倉西、安倉南、旭町、伊子志(阪急電鉄今津線以東の地域に限る。)、今里町、金井町、亀井町、川面(中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。)、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、光明町、御所の前町、御殿山(中国縦貫自動車道以南の地域に限る。)、小浜、高松町、鶴の荘、東洋町、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、福井町、星の荘、米谷(一般国道百七十六号線以南の地域に限る。)、美座、南ひばりガ丘、美幸町、売布、売布東の町、山本西、山本野里、山本丸橋及び弥生町

別記様式第一号

移動制限植物移動検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住 所

氏 名

年 月 日

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）植物防疫官 殿

移 動 予 定 年 月 日				
移 動 前 の 管 理 場 所				
移 動 後 の 利 用 場 所				
荷 送 人 の 住 所 及 び 氏 名				
荷 受 人 の 住 所 及 び 氏 名				
容 器 包 装 の 種 類				
植 物 の 種 類	相 数	数 量	産 地	備 考

別記様式第二号

第 号

移動制限植物検査合格証明書

年 月 日

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

下記の.....は、「プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令」第3条第1項の検査に合格したことを証明する。

植物の種類、梱数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

検査年月日

別記様式第三号

移動制限植物移動許可申請書

下記のとおり移動したいので許可願いたく・・・・・・・・植物防疫所を經由して申請します。

住 所

職 業

氏 名

年 月 日

農林水産大臣

殿

植物等の普通名称及び学名	
梱 数 及 び 数 量	
産 地	
容 器 包 装 の 種 類	
移 動 の 方 法	
移 動 の 目 的	
移 動 予 定 年 月 日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	
移動後の管理の場所その他の 管理方法	
移 動 後 の 管 理 責 任 者	
利用期間及び利用後の処理 方法	
その他参考となるべき事項	

別記様式第四号

第 号

年 月 日

移動制限植物移動許可証明書

農林水産大臣

下記・・・・・・・・・・は、「プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令」第3条第1項ただし書の許可を得たものであることを証明する。

普通名称及び学名

梱数及び数量

産 地

容器包装の種類

許可申請者の住所及び氏名

荷送人の住所及び氏名